

県南広域振興局長告示第 160 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程を承認した。

平成 18 年 12 月 26 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所
岩手南農業協同組合 一関市竹山町 7 番 1 号
- 2 農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業（法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する事業をいう。）のうち貸借に係る事業
- 3 承認年月日 平成 18 年 12 月 14 日